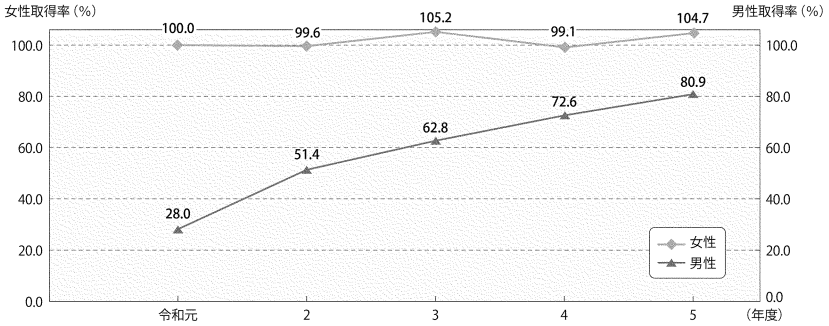
図5-3　育児休業取得率（常勤職員）



（注）1　令和5年度の「取得率」は、令和5年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に最初の育児休業をした職員数（b）の割合（b／a）をいう。（b）には、令和4年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和5年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和3年度・令和4年度の「取得率」も同様である。

2　令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数（a´）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b´）の割合（b´／a´）をいう。（b´）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和元年度の「取得率」も同様である。

第５節　自己啓発等休業制度及び配偶者同行休業制度

自己啓発等休業制度は、公務において行政課題の複雑・高度化が顕著となっている情勢に対応できるよう、職員について幅広い能力開発を促進していく必要がある等の観点から、自己啓発等休業法により、自発的に職務を離れて大学等で修学することや国際貢献活動への参加を通して国際協力に資することを希望する意欲ある職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

配偶者同行休業制度は、公務において今後の活躍が期待される有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資する観点から、配偶者同行休業法により、外国で勤務等することとなった配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認めることができる無給の休業制度である。

それぞれの取得状況は定期的に調査しており、自己啓発等休業制度については令和７年１月28日に「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」として、配偶者同行休業制度については令和５年11月29日に「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和４年度）の結果について」として人事院ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2501/ikukyuR6gaiyou_00002.html

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2311/ikukyuR5gaiyou.html

第６節　災害補償

災害補償制度は、職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補塡（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としている。現在、補償法等において12種類の補償及び18種類の福祉事業が定められている。その直接の実施には各実施機関（各府省等）が当たり、人事院は、補償法の完全な実施のため、実施に係る基準の制定、実施機関が行う補償等の実施についての総合調整等を行っている。

１　災害補償の制度改正

次の事項について改正を行い、令和６年４月１日から施行した。

⑴　奨学援護金

奨学援護金の支給月額のうち、小学校等、中学校等及び高等学校等に係る額を次のように改定した（規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正）。

参考　奨学援護金の額

	令和５年度	令和６年度
小学校等	14,000円	15,000円
中学校等	18,000円	20,000円
高等学校等	18,000円	19,000円

⑵　就労保育援護金

就労保育援護金の支給月額を、12,000円から8,000円に改定した。なお、現受給者の生活への影響を考慮し、施行日（令和６年４月１日）の前日から引き続き就労保育援護金の適用を受ける場合については、令和７年３月31日までの間、施行日前から引き続き保育児である者にあっては10,000円とする経過措置を講じた（規則16―３の一部改正）。

⑶　特別援護金

公務災害による傷病が治癒したときに一定の障害が残った職員に支給される障害特別援護金の限度額を1,540万円から1,435万円に、通勤災害で死亡した職員の遺族に支給される遺族特別援護金の限度額を1,115万円から1,045万円に改定するとともに、各障害等級の障害特別援護金の額等についても改定した（規則16―３の一部改正等）。

⑷　介護補償

介護補償の最高限度額及び最低保障額を次のように改定した（「災害補償制度の運用について」（昭和48年事務総長通知）の一部改正）。

参考　介護補償の最高限度額及び最低保障額

		令和５年度	令和６年度
常時介護	最高限度額	172,550円	177,950円
	最低保障額	77,890円	81,290円
随時介護	最高限度額	86,280円	88,980円
	最低保障額	38,900円	40,600円

⑸　平均給与額の改定率等

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項を改正した。

ア　年金たる補償に係る令和６年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率等（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

イ　年金たる補償等に係る令和６年度の平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

ウ　令和６年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

エ　平均給与額の最低保障額（平成８年人事院公示第11号の一部改正）